

ペットを飼う皆さんへ

飼い主には、ペットが快適で安全に暮らせるように環境を整え、社会や近隣の住民に迷惑を掛けないようにする責任があります。

ペットを飼うときは、次のことを心掛けてください。

◆家族の一員として最期まで愛情を持って飼う

ペットを飼うことは、その命を預かるということです。飼いたい動物の特性や飼育に必要な環境について調べ、自分の生活が変わっても飼いつづけられるかを検討しましょう。尊い命を大切に、家族の一員として最期まで愛情を持って面倒をみましょう。

◆飼う前にペットにかかる費用を検討する

狂犬病予防注射や各種ワクチンなどの接種費用、去勢・避妊手術、予期しない病気などペットにかかる費用についても十分検討しましょう。

◆飼い主の名前や連絡先が分かるよう、迷子札をつける
首輪や迷子札、鑑札、注射済票、マイクロチップは災害などで逃げてしまった時にも役立ちます。



犬を飼うときのルールとマナー

◆ふん・尿は必ず片付ける

公園や道路、家の前などで始末をしていない犬のふんを見掛けたり、春に雪の下から出てきたりすることがあります。散歩中のふんは必ず持ち帰りましょう。尿は、なるべく自宅の敷地内でさせましょう。散歩中にさせるときは、周りの方の迷惑にならないよう綱で管理しましょう。

◆外で飼う場合はおりなどに入れるか、鎖でつなぐ
鎖は2m以内のものにしましょう。すり減っていないか、首輪が抜けやすくなっていないかを確認しましょう。

◆散歩するときは綱を引く



犬を放して散歩させるのはやめましょう。子どもを追い掛けたり、人をかんだりする事故が毎年起きています。「うちの犬は大丈夫」と思っている、周りの方には迷惑です。散歩中は、綱を短めに持ちましょう。

◆無駄ぼえを減らす

無駄ぼえを減らすには、犬が吠える原因を取り除くことが大切です。さらに根気強いしつけとストレスをなくするための適度な運動が必要になります。周りの方に迷惑が掛からないようにしましょう。

◆狂犬病予防注射を受けさせる

毎年4月上旬ごろ、畜犬登録をした方に狂犬病予防注射の案内を送付しています。動物病院での予防注射や、市内の公園や会館などで実施する集合注射を、必ず受けさせましょう。



啓発看板の貸し出し

自治会・町内会や個人の方に貸し出します。看板面は縦60cm×横40cmで、高さは140cmです。

*数に限りがあります。



飼い犬がいなくなったときは

捜しても見つからないときは、環境課や最寄りの交番、千歳保健所(☎0123-23-3175)に連絡してください。

◆放浪犬の管理手数料

市が放浪犬を捕獲・保護したときは、市役所で一時保護します。3日たっても飼い主が見つからない場合は、保健所へ搬送します。市から犬を引き取るときには、手数料がかかります。

手数料

- 返還手数料 1頭=850円
- 飼養管理手数料(2日目以降) 1頭1日=1,200円

猫に関する苦情・相談が寄せられています

◆野良猫を増やさない

猫が家の周りをうろろろしているので捕獲してほしい、子どもを産んだので何とかしてほしい、庭や畑を荒らされて困るなどの苦情・相談が寄せられています。



猫は、市が直接捕獲できる法律的な根拠がありません。不妊・去勢手術をせずに放し飼いにするなど、近隣の住民に迷惑を掛けることがないようにしましょう。病気や交通事故、行方不明になるのを防ぐためにも室内で飼い、一目で飼い猫と分かるように首輪などを着けましょう。

◆室内で飼う場合も不妊・去勢手術を



不妊・去勢手術をしないしていると、飼い主の知らない間に子猫が生まれ、世話をできなくなることがあります。不妊・去勢手術は病気の予防やストレスの軽減、マーキング行為の減少にもつながります。必ず不妊・去勢手術をしましょう。



動物を遺棄・虐待した場合の罰則が強化されました



「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、令和2年6月から罰則が強化されました。

- 殺傷した場合は5年以下の懲役、または500万円以下の罰金が課せられます
- 遺棄・虐待をした場合は1年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられます



問合せ 環境課 (内線4114)